

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる日)

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年十月十三日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年八月三日	鳥取県中部歯科医師会 口腔衛生セントター	倉吉市西町二六九五番地一	歯科	鳥取県中部歯科医師会会长

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
があつたものとみなされるもの

肥料の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

土地の立入りの通知

◇ 選管規則

鳥取県選舉管理委員会規程の一部を改正する規則

◇ 正誤 土地区画整理審議会委員選舉規則中訂正

昭和四十五年七月鳥取県告示第五百二十五号中訂正

昭和四十五年十月鳥取県告示第六百七十六号中訂正

鳥取県告示第六百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月十三日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

五臓内科	岩倉店	鳥取市卯垣一三四の二三	昭和四十五年八月一日
------	-----	-------------	------------

社団法人 鳥取県中部歯科医師会	倉吉市西町三六九五	"	"
--------------------	-----------	---	---

鳥取県告示第六百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づづ

仲 村 "	"			
足 立 "	"			
江 頭 歯 科 医 院	鳥 取 市 湯 所 町 一 丁 目 二 二 〇	東 伯 郡 羽 合 町 大 字 久 留 一 四 二 一 四	西 伯 郡 岸 本 町 大 殿 字 北 上 一 木 一 〇 八 六	"
芦 立 外 科、脳 神 経 医 院	米 子 市 西 福 原 字 西 原 新 町 道 東 米 川 添 三 〇 の 四	"	"	"
医 菊 法 人 川 医 院	"	九 月 一 日	十八 日	"
境 港 市 上 道 町 一 八 九 四	"			

鳥取県告示第六百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき

次の料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年十月十三日

鳥取県知事 石
破 二
期

登録番号	肥料の名称	保証(ペーセント)	及生産業者の住所
第三八五号	尿素入り複合肥料	窒素全量七・〇 アンモニア性窒素三・一 リン酸全量五・〇	東伯郡北条町大字国坂四七九
水溶性加里四・三	加里全量五・〇	北条町果実農業協同組合	前田正守
	組合長理事		

鳥取県告示第六百八十四号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百三十六号（鷦等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年十月十三日から施行する。

昭和四十五年十月十三日

鳥取県知事 石破二朗

別表を次のように改める。

広島県御調郡

鳥取県告示第六百八十五号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

鳥取県知事 石破二朗

一起業者の名称

三

二 事業の種類

一綱河川手作川改修八日工事

八頭乃可頃可二三、二四。

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十五年十月十三日から昭和四十六年三月三十一日まで

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

正 上 終わりから九及び八
誤

昭和四十五年七月鳥取県告示第五百一十五号（保安林予定森林にする旨の通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

昭和四十五年十月鳥取県告示第六百七十六号（米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 上 行 誤 正
間伐に係る森林は、次のとおりとする。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則
鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「書記及び事務員」を「及び書記」に改める。

第十五条第三号を削る。

正 誤

土地区画整理審議会委員選挙規則（昭和四十五年九月鳥取県規則第七十九号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 上 行 誤 正
六 上 一 立候補薦推届 立候補推薦届